

市県民税が変わります

平成26年度市県民税の主な改正事項

①市県民税均等割の標準税率が改正されます

東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、地方税法の特例が定められました。

これにより、平成26年度から35年度までの間に限り、市民税・県民税均等割の標準税率にそれぞれ500円ずつ、計1,000円が加算されます。

均等割	改正前		加算額		改正後 (平成26年度から35年度まで)
市民税	3,000円		500円		3,500円
県民税※	1,700円	+	500円	=	2,200円
合計	4,700円		1,000円		5,700円

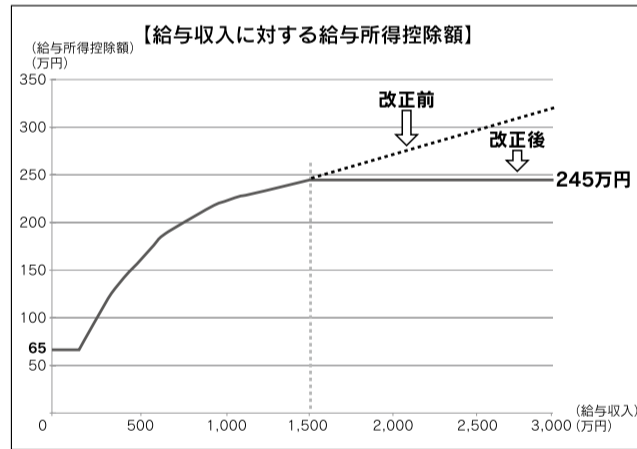
※県民税均等割額には「森林環境税700円」を含みます

②給与所得控除の上限額が設定されます

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限額が設けられます。(給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額とされており、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じた一定の算式により算定されます。)

【給与所得控除額(給与等の収入金額が1,000万円超の場合)】

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	A×5%+170万円	A×5%+170万円
1,500万円超		245万円



お問い合わせは、市民税課 ☎948-6291～6298・☎934-1802へ

～年金受給者の皆さんへ～

申告を忘れていませんか?



平成23年分の所得から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、税務署へ確定申告書を提出する必要がなくなりました。(ただし所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。)

しかし何も申告をしないと
市県民税が上がってしまう
場合があります!

【事例】

- ①「公的年金等の源泉徴収票」に未記載の社会保険料控除や扶養控除などを市県民税で受ける場合
(平成25年分から、公的年金等の扶養親族等申告書でも寡婦(寡夫)の申告が可能となりました。)
- ②医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などを市県民税で受ける場合
※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合でも市県民税の算定のため申告が必要な場合があります

該当する人は市県民税の申告をお願いします。

なお必要書類を添付して、郵送で申告することもできます。詳細はお問い合わせください。

参加者募集

①第16回 日浦地区
【日時】平成26年1月12日(日)
15時～16時30分
【会場】日浦生活改善センター(河中町)2階大会議室
【参加予定人数】50人程度

②第17回 新玉地区
【日時】平成26年1月19日(日)
13時～14時30分
【会場】総合コミュニティセンター(湊町七丁目)など
も館コスモシアター
【参加予定人数】70人程度

【共通事項】
【対象】①日浦②新玉地区に在住または通勤・通学している人

地区の方の声

- 地域の宝である「鎌投げ」や「おおよ地蔵」などをきれいにし、地域の自慢にした(70代・男性)
- 子どもの情操教育に良いと思うので、小中学校・幼稚園などで芝生化を推進してほしい(60代・男性)



地域の課題を話す参加者

【申し込み】12月16日(月)必着)までに、直接または郵送、ファクス、eメールで、参加申込書(タウンミーティング課(市役所本館9階)、①日浦公民館②新玉公民館、市ホームページ)に住所、氏名、電話番号、年齢、性別、勤務先(学校名)、地域についての意見などを書いて、〒790-8571タウンミーティング課 town-m@city.natsuyama.ehime.jp ※託児(無料)希望者は、申込書に明記してください

お問い合わせは、タウンミーティング課 ☎948-6333・☎934-2336へ

感想

- 普段は聞けない地域の現状の声が聞けたので良かった(30代・女性)
- ※抜粋、要約しています。詳細は市ホームページに掲載します

10月27日(日)開催
参加者44人
人口5154人
世帯数3086世帯
(11月1日現在)

・二巡目・
やしか
八坂地区
地域で市長と話そう!
タウンミーティング
No.10